

2019年度は、3年に1度の商工会議所議員改選の年です 商工会議所議員選挙の仕組み

商工会議所の議員とは？

議員は地域商工業者の代表

岸和田商工会議所の議員は、会員の中から選挙・選任され、最高意思決定機関である議員総会の構成メンバーとして、商工会議所の運営に直接参画し、地域経済・産業の発展を図るための各種事業を推進する役割を担います。

議員の定数は120名 任期は3年

岸和田商工会議所の議員定数は120名、任期は3年です。

地域の商工業者を代表し、幅広い意見を反映させるため、選挙・選任の方法により、下記のとおり「1号議員」、「2号議員」、「3号議員」に種別されます。

選挙・選任の方法はそれぞれ異なりますが、議員の資格に違いはありません。

1号議員（定数60名）

会員の中から立候補し、会員および会員以外の特定商工業者の投票によって選出されます。

「会員全体の代表」という性格が強い議員といえます。

2号議員（定数42名）

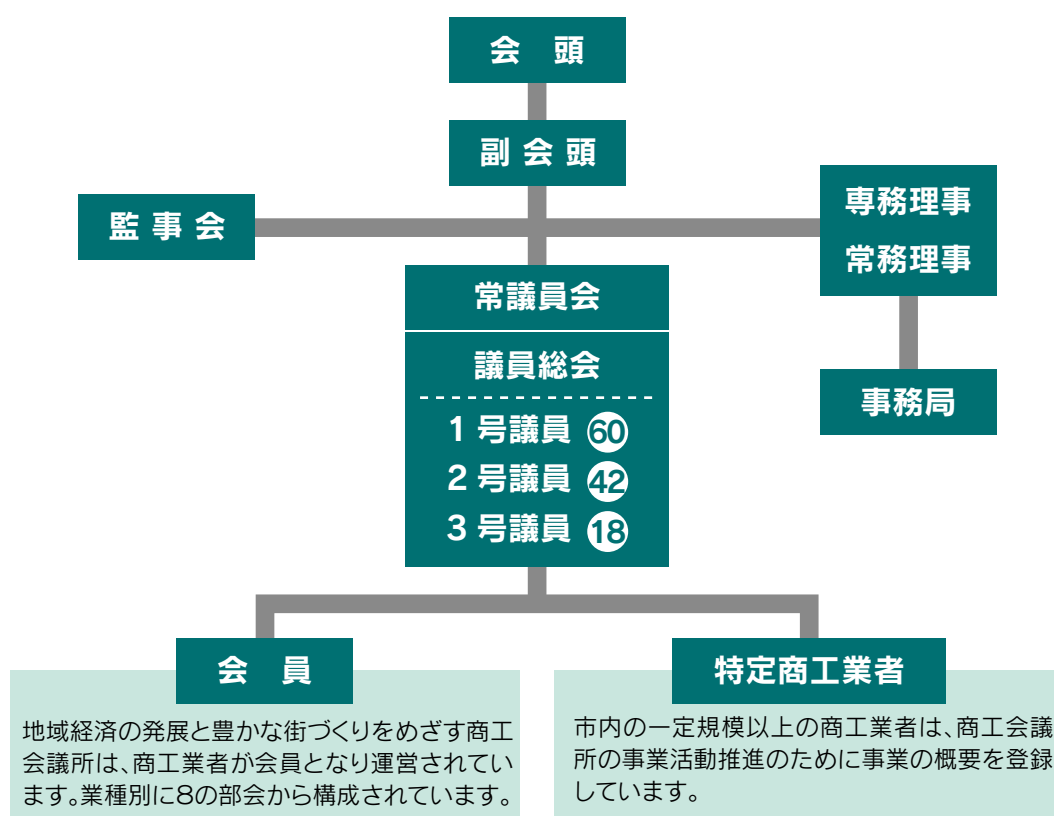
会員の種別ごとに分類した8の「部会」から、各々の割当数に基づいて選任されます。各部会における割当数は、部会ごとの会員数や口数によって決定されます。

「業界の代表」という性格が強い議員といえます。

3号議員（定数18名）

業種、業態、地域等を網羅し、総合的な見地から商工会議所の組織運営上、欠かすことのできない議員として、会頭が常議員会の同意を得て、会員の中から選任します。

岸和田商工会議所 組織図



議員選挙の流れと仕組み

選挙日程の概要

議員の選挙・選任は、10月31日までに2号議員↓3号議員↓1号議員の順で行われます。

新議員の任期は、2019年11月1日から2022年10月31日までの3年です。

◆2号議員の選任〈定数42名〉

選任方法

常議員会で決定される各部会別議員割当数に従って、8月1日から8月20日までの間に各部会を開催し、2号議員を選任します。

選任する部会の種類

- ① 繊維部会 ⑤ 小売商業部会
- ② 工業部会 ⑥ 交通運輸部会
- ③ 建設部会 ⑦ 理財金融部会
- ④ 卸商業部会 ⑧ サービス業部会

部会割当数

各部会別の議員割当数は、7月1日現在における各部会員数と各部会員の会費口数とを勘案して、常議員会の決議を経て決定されます。

◆3号議員の選任〈定数18名〉

選任方法

会頭が常議員会の同意を得て、会員の中から選任します。

選任期日

9月11日（予定）

◆1号議員の選任〈定数60名〉

選挙人の資格

【会員】

会員で選挙権を行使しようとするものは、所定の期日までに会費を納めていることが必要です。

【特定商工業者】

特定商工業者で選挙権を行使しようとするものは、負担金を所定の期日までに納入しなければなりません。但し、被選挙権はありません。

選挙権の個数

会費1口について2個の選挙権を有します。但し、1会員の選挙権の個数は30個までとされています。

尚、特定商工業者は1個の選挙権を有します。

選挙人名簿

選挙人名簿の調整日は、7月1日です。縦覧期間は、7月4日から7月10日まで、岸和田商工会議所に備え付けています。確定日は7月19日です。

立候補

立候補する資格は、選挙権を有する会員に限られます。

受付期間は、9月30日から10月7日までです。

投票

投票日は、10月18日です。岸和田商工会議所において無記名単記制で行われます。代理人によって投票することができませんが、所定の代理権を証する書面を提出することが必要です。

開票

即日開票を行います。

役員の選任

10月31日をもって現在の役員（会頭・副会頭・専務理事・常議員および監事）は、任期満了となります。新役員は、議員改選前の10月28日

開催予定の臨時議員総会において選任されます。

▼会頭

議員総会において、会員の中から選任します。

会頭は、会議所の代表者です。

▼副会頭

議員総会の同意を得て、会頭が会員の中から4人を選任します。副会頭は、会頭を補佐します。

▼専務理事

議員総会の同意を得て、会頭が選任します。

専務理事は、会頭および副会頭を補佐し、事務局を統括します。

▼常議員

議員総会において、議員の中から40人が選任されます。

常議員会は、機動的な意思決定と会議所事業運営を図ります。

▼監事

議員総会において、会員の中から3人が選任されます。

監事会は、会議所業務や経理を監査します。

▼理事

常議員会の同意を得て会頭が選任します。

理事は、専務理事を補佐し、所務を処理します。